

8月1日から 区民健診が始まります

区民健診係(中野区保健所)
☎(3382)2429 FAX(3382)7765



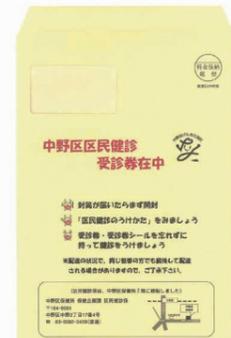
新型コロナウイルス感染症の影響で開始を延期していた区民健診の受診券などを今月末に郵送します。なお、受診当日の体温測定やチェックリストの記入、マスクの着用などを徹底してください。

申込期間 8月3日(月)～来年2月9日(火)

受診期間 8月1日(土)～来年2月27日(土)



▲区HPはこちら



▲A4サイズの封筒で郵送

原則として区への申し込みが必要なもの(選択制)

平成30年度・令和元年度に受診・申し込みをした方へ、受診券などを郵送します。各健診を2回連続で受診しなかった場合、受診券は郵送しません。再度申し込みをしてください。

健診(検診)の名称	自己負担金	対象年齢・条件 ☆年齢基準日は来年3月31日
①健康づくり健診	500円	35歳～39歳の方と40歳以上の生活保護等受給者等
②大腸がん検診	200円	40歳以上の方
③子宮頸がん検診	1,000円	20歳以上の女性 ☆2年に1回
④乳がん検診 (視触診+乳房X線検査)	1,000円	40歳以上の女性 ☆2年に1回。視触診と乳房X線検査の両方の受診が必要
⑤胃がんハイリスク診査	500円	40歳以上で過去にこの診査に相当する検査を受けたことがない方
⑥-1 胃がん検診 (胃部X線検査)	1,000円	40歳以上の方
NEW ⑥-2 胃がん検診 (胃内視鏡検査)	2,000円	50歳～59歳の方
⑦成人歯科健診	200円	35歳～75歳の方
⑧肝炎ウイルス検査 ☆申し込み先は医療機関	無料	過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない40歳以上で、①健康づくり健診・⑨国保特定健診・⑩長寿健診のいずれかを受診される方

☆いずれかを2年に1回

申込み

申込期間内に電子申請か、電話、郵送または直接、区民健診係へ

自己負担金が免除される場合があります

昨年度世帯全員が住民税非課税の方などが対象。申請が必要な場合あり。詳しくは、区HPで確認を。

今年度から胃がん検診で胃内視鏡検査が始まります

受診期間 12月1日(火)～来年2月27日(土)
☆受け付けは11月2日から

区への申し込みが不要のもの

対象の方へ受診券などを郵送するので、届いたら中身を確認して受診してください。

健診(検診)の名称	自己負担金	対象年齢・条件 ☆年齢基準日は来年3月31日
⑨国保特定健診	500円	40歳～75歳で中野区の国民健康保険に加入している方
⑩長寿(後期高齢者)健診	500円	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
⑪眼科検診	400円	45・55・65歳の方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 各種保険料の減免を受けられる場合があります



対象となる要件

次のいずれかに該当する方

- 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病(*)を負った世帯
※新型コロナウイルス感染症に罹患し、約1か月以上の治療が必要と認められる場合
 - 主たる生計維持者の事業収入等が、下記の①～③の全てに該当する世帯(介護保険は②を除く)
 - ①事業収入等のいずれかが、前年中の額の10分の3以上減少
 - ②前年中の所得の合計額が1,000万円以下
 - ③減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年中の所得合計額が400万円以下
- ☆申請は郵送で受け付け。詳しくは、区HPをご覧ください。各係へ問い合わせを

区HPはこちら▶



国民健康保険料について
資格賦課係/2階
☎(3228)5511 FAX(3228)5655

後期高齢者医療保険料について
後期高齢者医療係/2階
☎(3228)8944 FAX(3228)5661

介護保険料について
介護資格係/2階
☎(3228)6537 FAX(3228)8972

8月以降の各種保険証等を郵送します

いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により税の申告期限が延長されたことで、税情報が反映されていない場合があります。該当する方には、後日正しい自己負担割合の保険証等を改めて郵送します。

国民健康保険に加入している70歳～74歳の方「東京都国民健康保険高齢受給者証」

資格賦課係/2階 ☎(3228)5511 FAX(3228)5655

今月下旬に郵送します。世帯の対象者全員分を世帯主の方宛てに郵送するので、対象被保険者氏名欄を確認してください。

受診の際は、保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。

☆自己負担割合は令和2年度住民税課税標準額などを基に判定。詳しくは同封の「一部負担金の割合(医療費などの自己負担割合)について」をご覧ください

自己負担割合が3割(現役並み所得者)の方へ

前年中の収入額が基準未満の方は、自己負担割合が2割になる可能性があります。可能性のある方には「国民健康保険基準収入額適用申請書」を同封するので、期限内に申請してください。

後期高齢者医療制度に加入している方「後期高齢者医療被保険者証」

後期高齢者医療係/2階
☎(3228)8944
FAX(3228)5661



新しい保険証(オレンジ色のカード型)を今月下旬までに加入者全員に簡易書留で郵送します。

▲新しい保険証は大きさが変わります

自己負担割合が3割(現役並み所得者)の方へ

一定の条件を満たすと自己負担割合が1割になります。条件に該当する可能性のある方へ、申請書を6月に郵送しました。申請方法を確認の上、手続きしてください。

要介護・要支援の認定を受けている方「介護保険負担割合証」

介護給付係/2階 ☎(3228)6531 FAX(3228)8972

介護保険サービスを利用する際の利用者負担割合は、前年の所得に応じて毎年8月に見直します。新しい負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を今月中旬に郵送します。

利用者負担額が基準以上になった場合は「高額介護サービス費」の支給対象になります。対象者には区からお知らせを郵送するので、申請してください。